第２回幕別町農業委員会総会議事録

１　開催日時　　令和８年８月27日（木）午後２時00分から午後２時40分まで

２　開催場所　　幕別町役場３階会議室

３　出席委員（23名）

会長	23番	中村　富士男
会長職務代理者	22番	松本　誠
	1番	佐藤　雅典
	2番	長谷川　旭
	3番	佐渡　孝徳
	4番	川島　秀樹
	5番	山口　和裕
	6番	遠藤　貴之
	7番	小林　信也
	8番	渡邊　ひろ子
	9番	小野寺　和也
	10番	土井　幸司
	11番	松田　琢宏
	12番	山口　真也
	13番	酒井　はやみ
	14番	松岡　賜徳
	15番	齊藤　修
	16番	和田　智
	17番	萬谷　司
	18番	佐藤　勝則
	19番	井村　哲也
	20番	平譯　健一
	21番	佐藤　悦啓

４　議案

1)　開会

2)　議事録署名委員

3)　諸般の報告

4)　報告

第１号　農地所有適格法人報告書の受理について

第２号　農地台帳整備に係る現況地目の確認について

第３号　所有権移転に係る利用調整結果の報告について

第４号　農地一時転用に係る復元状況の報告ついて

第５号　農地法第５条の規定による許可について

議案

第１号　農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第２号　農用地の買入協議に係る要請について

第３号　農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第３項の規定による農用地集積等促進計画（案）に係る意見について

第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地集積等促進計画を定めるべき旨の要請について
第５号　農地法第３条の規定による許可申請について
第６号　農地法第５条の規定による許可申請について
第７号　現況証明について
第８号　幕別町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
第９号　第26期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について
協議
第１号　営農環境対策専門部会委員の選出について

５　農業委員会事務局職員

事務局長	北原　正喜
農地振興係長	今城　和智
忠類支局農地振興係長	山田　慎一
農地振興係主査	柴谷　隆次
農地振興係主事補	村岡　倖

６　会議の概要

議長

幕別町農業委員会会議規則第８条第１項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第２回農業委員会総会を開催いたします。

次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第２項の規定により指名いたします。議事録署名委員に３番佐渡委員、４番川島委員を指名いたします。よろしくお願いします。

次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。

事務局長

「十勝農業委員会連合会臨時総会について」ご報告いたします。

「十勝農業委員会連合会」は、管内の農業振興上必要な意見を関係機関に反映し、十勝農業の発展に寄与することを目的とした組織であり、管内農業委員会の会長で構成されております。事務局は、帯広市農業委員会でありまして、今回、農業委員の改選がありましたことから、今月10日、帯広市役所において「十勝農業委員会連合会臨時総会」が開催され、中村会長と私が出席いたしました。

総会議案等の抜粋を別添１にて配布しておりますが、臨時総会の議事は、右上Ｐ－２の５「十勝農業委員会連合会役員の選任」と「北海道農業会議等への役員推薦」の２件でありました。「十勝農業委員会連合会役員の選任」は、方面の各ブロックから選出された選考委員による選考委員会が開催され、会長には帯広市農業委員会の吉田会長、副会長に豊頃町農業委員会の井下会長と新得町農業委員会の下浦会長が選任されています。併せて、理事５名と監事２名も選任され資料Ｐ－４の役員選出結果のとおり決定しております。また、資料Ｐ－３の北海道農業会議理事は、残任期間がありますことから、引き続き帯広市農業委員会の吉田会長が選出され､常設審議委員にも吉田会長を候補者として推薦し、今月24日に開催された北海道農業会議臨時総会において就任しております。

「北海道農業者年金協議会」の役員の改選も行われましたが、残任期間がありますことから、理事には、帯広市農業委員会の吉田会長、監事には、本別町農業委員会の牧田会長が選出されております。以上で報告を終わります。

議長	次に、報告第１号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。 事務局から報告第１号の説明をいたします。
事務局	報告第１号、農地所有適格法人報告書の受理について、農地所有適格法人報告書の受理について、次の法人から提出があり、書類等の内容を確認したので報告いたします。提出された法人報告書等は、書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第１号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑がないようですので、以上で報告第１号を終わります。
議長	次に、報告第２号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。 事務局から報告第２号１番について、説明いたします。
事務局	報告第２号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る農地の現況地目について､下記のとおり確認したので報告します｡案件は、議案書２ページの１件でございます。 今月17日に現地調査を行い、現況について記載のとおり確認しております。以上で報告を終わります。
議長	報告第２号１番について説明いたしました。質疑ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑がないようですので、以上で報告第２号を終わります。
議長	次に、報告第３号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。 事務局から報告第３号１番から３番について、説明いたします。
事務局	報告第３号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社が実施した所有権移転に係る利用調整結果を報告いたします。案件は、議案書３ページの１番から３番であり、今月10日、17日に町公社が利用調整を行った３件で、これらの案件は１番、３番が農地売買等事業の即売タイプであり､２番の案件は農地売買等事業の貸付タイプとなっております。内容につきましては、記載のとおりであります。以上で報告を終わります。

議長	報告第３号１番から３番について説明いたしました。質疑ございませんか。 （発言なし） 質疑がないようですので、以上で報告第３号を終わります。
議長	次に、報告第４号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。 事務局から報告第４号１番について、説明いたします。
事務局	報告第４号、農地等一時転用に係る復元状況の報告について、農地法第５条により一時転用されていた下記の農地について、復元されていることを確認しましたので報告いたします。案件は、議案書４ページの令和７年８月25日に許可をした１件であります。今月17日に現地調査を行い、農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第４号１番について説明いたしました。質疑ございませんか。 （発言なし） 質疑がないようですので、以上で報告第４号を終わります。
議長	次に、報告第５号「農地法第５条の規定による許可について」を議題といたします。 事務局から報告第５号１番について、説明いたします。
事務局	報告第５号、農地法第５条の規定による許可について、農地法第５条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告いたします。案件は、議案書５ページの令和８年７月15日第37回総会で審議された１件であります。内容につきましては、記載のとおりであります。なお、記載のとおり条件を付し、令和８年８月25日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	報告第５号１番について説明いたしました。質疑ございませんか。 （発言なし） 質疑がないようですので、以上で報告第５号を終わります。

議長	次に、議案第１号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 議案第１号１番から３番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第１号､農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。 【議案第１号１番から３番について、議案書をもとに朗読】 １番の案件は借換のため、２番と３番の案件は返還のため合意解約するものであります。これらの案件につきましては、農地法第18条の規定による合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑なしとします。お諮りいたします。 議案第１号１番から３番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第１号１番から３番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。
議長	次に、議案第２号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。 議案第２号１番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第２号、農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第22条第１項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申出があった下記の農用地について、農地中間管理機構による買い入れが特に必要と認められるので、農用地の買入協議に係る幕別町への要請を行うことについて審議を求めます。 【議案第２号１番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は報告第３号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った案件でございます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長　質疑なしとします。採決をいたします。
議案第２号１番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長　異議なしとします。よって、議案第２号１番は原案のとおり決定いたしました。

議長　議案第３号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見ついて」を議題といたします。

議案第３号１番及び２番について、事務局から説明いたします。

事務局長　議案第３号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第３項の規定に基づき、幕別町農業振興公社から意見を求められた下記の農用地利用集積等促進計画（案）について、審議を求めます。併せて、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、当該案の内容のとおり決定され、幕別町に対して認可申請を行う場合には、幕別町が即日公告を行うことについて審議を求めます。

【議案第３号１番及び２番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書１ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長　それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番　22番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないことを確認しております。以上で説明を終わります。

議長　それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長　質疑なしとします。採決をいたします。
議案第３号１番及び２番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長　　異議なしとします。よって、議案第３号１番及び２番は原案のとおり決定いたしました。

議長　　次の議案第３号３番及び４番につきましては、山口真也委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

（12番　山口真也委員退席）

議長　　議案第３号３番及び４番について、事務局から説明いたします。

事務局　　【議案第３号３番及び４番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書２ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長　　それでは、地区担当委員である私から、補足説明をいたします。
これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長　　それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長　　質疑なしとします。採決をいたします。
議案第３号３番及び４番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長　　異議なしとします。よって、議案第３号３番及び４番は原案のとおり決定いたしました。

（12番　山口真也委員着席）

議長　　次に、議案第３号５番及び６番について、事務局から説明いたします。

事務局　　【議案第３号５番及び６番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書３ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長　　それでは、地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

３番	３番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないことを確認しております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 （発言なし） 質疑なしとします。採決をいたします。 議案第３号５番及び６番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】 異議なしとします。よって、議案第３号５番及び６番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」を議題といたします。 議案第４号１番及び２番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第４号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、下記のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるべき要請をすることについて審議を求めます。併せて、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、要請の内容のとおり決定され、幕別町に対して認可申請を行う場合には、幕別町が即日公告を行うことについて審議を求めます。 【議案第４号１番及び２番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は、別添、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書４ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
５番	５番説明いたします。この案件は今月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長　質疑なしとします。採決をいたします。
議案第４号１番及び２番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長　異議なしとします。よって、議案第４号１番及び２番は原案のとおり決定いたしました。

議長　次に、議案第５号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第５号１番について、事務局から説明をいたします。

事務局　議案第５号、農地法第３条の規定による許可申請について、農地法第３条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第５号１番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第３条調査書１ページのとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長　それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

４番　４番説明いたします。この案件は、今月18日に長谷川委員、渡邊委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長　それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長　質疑なしとします。採決をいたします。
議案第５号１番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長　異議なしとします。よって、議案第５号１番は原案のとおり決定いたしました。

議長　次に、議案第５号２番について、事務局から説明をいたします。

事務局　　【議案第５号２番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第３条調査書２ページのとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長　　それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番　　16番説明いたします。この案件は、今月17日に佐渡委員、松田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長　　それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長　　質疑なしとします。採決をいたします。
議案第５号２番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長　　異議なしとします。よって、議案第５号２番は原案のとおり決定いたしました。

議長　　次に、議案第５号３番について、事務局から説明をいたします。

事務局　　【議案第５号３番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第３条調査書３ページのとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長　　それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

１番　　１番説明いたします。この案件は、今月17日に佐渡委員、松田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長　　それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長　　質疑なしとします。採決をいたします。
議案第５号３番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長	異議なしとします。よって、議案第５号３番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第６号１番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第６号、農地法第５条の規定による許可申請について、農地法第５条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は農業委員会会長の専決で行いたく審議を求めます。 【議案第６号１番について、議案書をもとに朗読】 この案件は、砂利採取を目的とする転用です。農地区分は農用地であり、原則不許可でございますが、本件は一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申請に係る審査表１ページから２ページに記載されている通りでございます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
12番	12番説明いたします。この案件は、今月17日に佐渡委員、松田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第６号１番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第６号１番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第７号「現況証明について」を議題といたします。 議案第７号１番について、事務局から説明をいたします。

事務局	議案第７号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。 【議案第７号１番について、議案書をもとに朗読】 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16番	16番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に佐渡委員、松田委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第７号１番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第７号１番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第８号「幕別町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。 議案第８号について事務局から説明をいたします。
事務局長	議案第８号、幕別町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、次のとおり決定したいので審議を求めます。なお、本議案につきましては、過日の８月６日に開催いたしました三役会議での協議を踏まえ、本総会に提案するものであります。 皆様のお手元にお配りいたしました、右肩に「議案第８号別紙１」及び「議案第８号別紙２」とお示ししております参考資料をお配りしておりますので、ご用意をお願いします。別紙１、指針（案）をご覧ください。第１基本的な考え方の部分になりますが、農業委員会に関する法律の改正法が平成28年に施行され、指針を定めることとなりました。この指針は令和15年（平成45年）を目標としており､農業委員会の改選期の３年ごとに見直しを行っているものです。 今回の見直しについては、別紙２新旧対照表と合わせて見ていただきたいのですが、新旧対照表の２ページ３ページ４ページの下線部を令和８年３月時点での現状数値に、中間目標を３年後の令和11年３月に時点修正を行うもので、指針への取り組み内容は継続するものであります。以上で説明を終わります。

議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 （発言なし） 質疑なしとします。　採決をいたします。 議案第８号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】 異議なしとします。 よって、議案第８号は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第９号「第26期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について」を議題といたします。 議案第９号について事務局から説明をいたします。
事務局長	議案第９号、第26期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について、第26期幕別町農業委員会活動方針・活動計画について、次のとおり決定したいので審議を求めます。なお、本議案につきましては、過日の８月６日に開催いたしました三役会議での協議を踏まえ、本総会に提案しております。 お配りしております「第26期幕別町農業委員会活動方針・活動計画（案)」をご覧ください。幕別町農業委員会活動方針・活動計画（案）につきましては、任期ごとに作成し、翌年度以降、毎年度見直しをすることとなっていることから、新たに第26期幕別町農業委員会活動方針・活動計画を作成するものであります。 それでは、内容の説明をさせていただきます。「Ⅰ活動方針」についてであります。活動方針につきましては、上段に本町の農業の特色を活かし、多様な農業経営が展開され、本町の経済・社会を支える基幹産業として発展してきた内容を記載しております。中段には、町内、国内の農家戸数の減少、農業就業者の高齢化や後継者不足､国際情勢不安や円安による農業関連物資等の高騰など、依然として農業を取り巻く環境が大きく変化していることを記載しています。下段には、前段に記載した状況から、本農業委員会の役割・任務の重要性を認識し、農地法の一層の定着と適正な農地行政の執行に努めるとともに、担い手の農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消など農地等の利用の最適化の推進のため、関係機関と連携し、地域農業の振興と発展、持続可能な農業生産のための活動を積極的に行い、公的代表機関としての役割を果たす内容となっております。 次に、活動方針の【重点事項】として、６項目を重点事項としております。１つ目として､「常に法令･業務等の適正な執行に必要とする知識の修得に努め、農業者の期待と信頼に応える」、２つ目は、「農業者が持続可能な農業生産と効率的かつ安定的な農業経営を行えるよう、農地の利用集積等を推進する」、３つ目は､「食料自給力国内生産の増大及び食育に伴う活動の推進と農業・農村の多様化する要望や実態を把握し、関係行政機関へ意見を提出する」、４つ目は､「農業者年金制度の普及を図り、年金の受給のための適切な指導と広報に努める」、５つ目は､「農業後継者及び配偶者確保対策に力を傾注するとともに、関係機

関・団体との連携を緊密にし、担い手施策を推進する」、最後の６つ目は、「農地パトロール（利用状況調査）を実施し、遊休農地の発生防止、無断転用、不法投棄に対する監視活動に努める」内容となっております。
２ページをお開きください。次に、「Ⅱ活動計画」についてであります。活動計画は、１番から３ページの９番までの活動を計画しております。１つ目の活動計画は、「優良農地の確保と有効利用」として４項目、２つ目は、「担い手への農地の利用集積・集約化」として２項目、３つ目は、「担い手の育成・農業経営の合理化に向けた活動」として４項目、４つ目は、「関係行政機関へ意見の提出」、５つ目は、「農業者年金の普及推進」として３項目、３ページになりますが、６つ目は、「幕別町農業振興公社との連携」、７つ目は、「農業一般に関する活動及び調査・情報の提供」として５項目、８つ目は、「農業委員・職員の研修の実施」、９つ目は、「総会等の開催及び総会議事録の公表」として４項目としております。各項目の詳細は朗読を省略させていただきますが、「第25期幕別町農業委員会活動方針・活動計画」を基に改善を行った提案としております。以上で説明を終わります。

議長　　それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長　　質疑なしとします。　採決をいたします。
議案第９号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長　　異議なしとします。
よって、議案第９号は、原案のとおり決定いたしました。

議長　　次に、協議に入ります。
協議第１号「営農環境対策専門部会委員の選出について」を事務局より説明いたします。

事務局長　　はじめに、営農環境対策専門部会ですが、「幕別町ゆとりみらい２１推進協議会」が実施する事業を４つの部会に分けた１つの専門部会であります。営農環境対策専門部会は、「担い手育成・確保事業」や「新規就農者の就農促進等に関する事業」、「農地の集積及び集約化に関する事業」を部会として実施している状況にあります。
営農環境対策専門部会は、担い手育成・確保事業の一環として、「家族経営協定推進事業」も実施しており、家族で取り組む農業経営の現状や課題を整理し、経営方針や就業条件、就業環境を明記した協定書の締結など家族共同経営を推進しております。
部会の構成メンバーは、４つの農業協同組合（主に営農振興担当者）、十勝農業改良普及センター東部・南部各支所、幕別町農業振興公社、農業委員会委員となっています。また、農業委員選出の経緯でありますが、平成15年の検討委員会立ち上げ時に、ゆとりみらい21推進協議会事務局である農林課から、農業委員の構成メンバーの依頼を受け、平成15年７月の総会において、「協議」として提案し、委員を決定し推薦しております。

	さらに、幕別・忠類の農業委員会統合時に、忠類地区からも新たに農業委員を推薦することとなり、現在、２名の農業委員を推薦していたところであります。部会委員の選出方法についてでありますが、３年に１回の農業委員の改選時とし、三役会議で選考のうえ本人にお伝えし、内諾を得た後、三役会議開催直後の総会に協議として、提案することとしております。 選出する委員でありますが、今月６日に開催されました三役会議におきまして、この選出方法を踏襲するものとし、当該部会委員には、「佐藤悦啓委員」と「渡邊委員」を選出させていただいたところであります。この選考結果を踏まえまして、両委員に説明し、お二人の委員から承諾をいただき、本日の総会におきまして、協議として提案しております。以上で説明を終わります。
議長	ただ今、事務局より営農環境対策専門部会の説明がありました。営農環境対策専門部会委員として、佐藤悦啓委員と渡邊委員を推薦することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。協議第１号の営農環境対策専門部会委員は、佐藤悦啓委員、渡邊委員にお願いするものとします。 佐藤悦啓委員、渡邊委員どうぞよろしくお願いいたします。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第２回農業委員会総会を閉会します。
事務局長	ご起立願います。ご苦労様でした。